資料10

事業所税の概要について

事業所税には資産割と従業者割があり、それぞれについて市内のすべての事業所等を合算して、概ね次のような内容で課税されます。

資産割につきましては、200万円で計算し、それと従業員割との合算で、事業所税を算出してください。

なお、葬祭場の管理代行に伴う業務代行料の算定の際には、原則として実績額を用いるものとします。

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
|  | 資　　産　　割 | 従　業　者　割 |
| 納 税 義 務 者 | 事業所等において事業を行う法人又は個人 |
| 課　税　標　準 | 課税標準の算定期間の末日現在における事業所用家屋の床面積（事業所床面積） | 課税標準の算定期間中に支払われた従業者給与総額  |
| 課 税 標 準 の算　定　期　間 | 法人　事業年度個人　課税期間（ １月１日から12月31日） |
| 税　　　　　率 | １㎡につき年額600円 | 従業者給与総額の100分の0.25 |
| 免　　税　　点 | 事業所床面積が1,000㎡以下 | 従業者数が100人以下 |
| 課税標準の算定期間の末日の現況による。 |
| 納　税　方　法 | 申告納付 |
| 申告納付期限 | 法人　事業年度終了の日から２か月を経過する日個人　翌年の３月15日 |

※　資産割又は従業者割のいずれか一方だけが免税点を超え、他方が免税点以下となった場合には、免税点を超えたものについて単独で申告納付が必要となります。

※　事業所税については、船場法人市税事務所(課税担当　電話：06-4705-2934)までお問合せください。